

救急救命士による新たな処置の開始について

救急救命士法施行規則が改正（平成26年1月31日）され、救急救命士が行う処置範囲が拡大されたことに伴い、芳賀地区広域行政事務組合 消防本部では運用に向けた準備を進めてまいりましたが、この度、拡大された処置の運用を開始することとしました。

1 運用開始日

平成27年7月1日（水）

2 拡大された処置及び期待される効果

（1）心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液

ショック状態（血圧が低下）や身体が長時間挟まれている重度傷病者に対して点滴を行います。

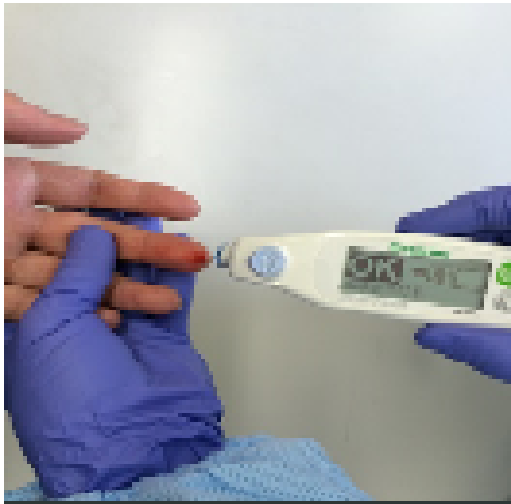


（効果）

- ・血圧の低下を防ぎ、ショック状態の進行を和らげることが期待される。
- ・身体を長時間挟まれた傷病者が救出直後に重篤な状態をきたすクラッシュ症候群を予防できる可能性がある。

（2）血糖測定及び低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与

意識障害を起し、低血糖が疑われる傷病者に対して血糖値を測定し、必要に応じてブドウ糖溶液を投与します。



(効果)

- ・低血糖を疑う傷病者に対する搬送中の意識障害の改善が期待できます。
- ・意識障害の鑑別や医療機関の選定に有用と考えられます。

3 処置を行う救急救命士

新たな処置に関する講習を修了した救急救命士が行います。

4 その他

- (1) 処置の実施に際しては、傷病者のご家族等へ説明をさせていただき、医師の指示を受けて迅速に行います。
- (2) 今後も処置拡大に対応した救急救命士の養成を図ってまいります。